（光ディスクによる報告）

第八条の二　前条第二項及び第三項の報告は、第五条に掲げる事項を別記様式に準ずる様式により記録した光ディスクを用いて報告することをもつてこれに代えることができる。

（光ディスクに貼り付ける書面）

第八条の三　前条の光ディスクには、調査事業所の事業主にあつては第一号及び第二号に掲げる事項その他必要な事項を、一括調査企業の報告義務者にあつては第一号から第三号までに掲げる事項その他必要な事項を貼り付け、調査事業所の事業主にあつては第一号に掲げる事項その他必要な事項を、一括調査企業の報告義務者にあつては第一号及び第四号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を添付しなければならない。

一　（略）

二　報告を行う調査事業所又は一括調査企業の名称

三・四　（略）

（電子情報処理組織による報告）

第八条の四　第八条第二項及び第三項の報告は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイルから入手した調査票（以下「電子調査票」という。）により、厚生労働省の使用に係る電子計算機と調査事業所の事業主又は一括調査企業の報告義務者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合における第八条第二項及び第三項の報告は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に対して行うものとする。

2　前項の電子調査票は、別記様式による。

3　第一項の規定により報告する場合は、次に掲げる技術的基準に適合する電子計算機を使用しなければならない。

一　電子調査票に入力できる機能

二　厚生労働省の使用に係る電子計算機と通信できる機能

4　第一項の規定により行われた報告は、同項の厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に厚生労働大臣に到達したものとみなす。

（調査票等の審査等）

第九条　都道府県労働局長は、第八条第四項又は第五項の規定により調査事業所の事業主から提出された調査票等（所轄労働基準監督署を経由して提出されたものを含む。）を審査し、当該調査票等及び第八条の二の規定により調査事業所の事業主から提出された光ディスク（第八条の三の規定により必要な書面が添付されたものをいい、所管労働基準監督署を経由して提出されたものを含む。第三項において同じ。）を、厚生労働大臣が定める期限までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　厚生労働大臣は、第八条第四項若しくは第五項又は第八条の二の規定により調査事業所の事業主又は一括調査企業の報告義務者から提出された調査票等又は光ディスクの内容、前条第一項の規定により同大臣に報告された電子調査票及び前項の規定により都道府県労働局長から提出された光ディスクの内容を審査しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、次条第二項の規定により厚生労働大臣が前項に規定する審査に係る事務を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結する場合にあつては、当該民間事業者が同項の審査を行い、厚生労働大臣が定める期限までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、都道府県労働局長は、当該民間事業者に、第一項の規定による光ディスクの提出を行うものとする。

（光ディスクによる提出）

第八条の二　前条第三項の規定による一括調査企業の報告義務者による報告は、第五条に掲げる事項を第七条の調査票の様式に準ずる様式により記録した光ディスクの提出をもつてこれに代えることができる。この場合において、一括調査企業の報告義務者による前条第三項の報告は、調査を実施する年の七月三十一日までに、厚生労働大臣に対して、一調査事業所につき事業所票を三部、個人票を二部それぞれ又は第七条の調査票に準ずる様式により記録した光ディスクを提出することによつて行わなければならない。

（光ディスクに貼り付ける書面）

第八条の三　前条の光ディスクには、次の第一号から第三号までに掲げる事項その他必要な事項を貼り付け、次の第一号及び第四号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を添付しなければならない。

一　（略）

二　提出を行う一括調査企業の名称

三・四　（略）

（新設）

（調査票等の審査等）

第九条　都道府県労働局長は、第八条第四項の規定により調査事業所の事業主から提出された調査票等（所轄労働基準監督署を経由して提出されたものを含む。）を審査し、事業所票及び個人票のうちそれぞれ一部を保管し、事業所票の二部及び個人票の一部を、厚生労働大臣が定める期限までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　厚生労働大臣は、第八条第四項又は第八条の二の規定により一括調査企業の報告義務者から提出された調査票等又は光ディスクの内容を審査しなければならない。

（新設）